

金光教学研究 所 第21回教学講演会(令和2年12月17日)

戦災をめぐる教会と布教 一戦後教団史の始まりを尋ねて一

教学研究 所 所員 兎山 真生

▼この論文を書いた背景について 一資料との出会い一

- ・さて、今年は「戦後」と言われて、75年になります。本教において今年は、立教161年。明治15(1882)年の教団組織化(布教合法化)の始まりからかぞえて138年です。
- ・いまや、「戦後」が本教の歴史の、おおよそ半分を占めるようになってきました。
- ・長きにわたる「戦後教団史」の中には、既に「大切なこと」が言われたり、行われていながら、だんだんと時間が過ぎる中で、見逃されたり、忘れられていることがあるのではないのでしょうか。
- ・歴史の中にある「大切なこと」を、資料から見つけ出し、確かめ、示すこと。教団史研究の役割の一つと考えています。
- ・この度の論文では、戦災復興を通じて、改めて「布教」について考えることになりました。

(1) はじめに

○教学研究 所は、今秋、**紀要『金光教学』**第60号を刊行しました。

○この中に「戦後布教における戦災教会復興対策とその経験—「戦災復興対策要綱」の策定・具体化過程を中心に—」という論文を書きました。

○具体的には、「戦災復興対策要綱」(昭和20年12月)の策定と具体化の様相を、戦災復興に関する諸資料を用いて明らかにしました。

○論じた時期は、教会が建物疎開の対象とされ始めた昭和19年初頭から、堀尾保治内局の本部教会建造用材下付(昭和22年10月)までです。



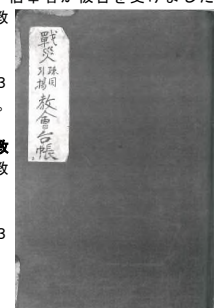
・第二次世界大戦末期、全国237か所の都市が空襲を受けました。

・空襲によって、各地の教会や布教所、信奉者が被害を受けました(以下、教会・布教所をまとめて、教会と呼ぶことにします)。

・本部がまとめた戦災教会の数は、336か所あります(建物疎開を含む)。

・この戦災教会数は、「戦災疎開引揚教会台帳」に記載されている国内戦災教会数です。

・ちなみに、昭和20年の教会数1535か所でした。



【参考資料】「戦災疎開引揚教会台帳」の大仁教会の項。

- ・ 原所在地：大阪市大淀区大仁本町二丁目69番地1(借地/持家)。
- ・ 第3回大阪大空襲(昭和20年6月7日)によって全焼。信奉者の8割が罹災。
- ・ 罹災後、教会主管者・岩崎安治郎師は、家族等9人で兵庫県芦屋市山芦屋に避難。
- ・ その後、大仁教会は、教会活動が停止状態にあった海老江教会(大阪市福島区海老江上一丁目)の建物を活用し、復興されます。

- ・ 数多くの教会の戦災、さらに旧植民地からの教師の引揚げに対して、本部は「**戦災復興対策要綱**」を策定しました。本教の戦災復興対策は、この要綱に則って進められました。
- ・ 昭和21年1月、和泉乙三教監は「戦災復興対策要綱」の骨子に関わって、「今後の布教方途として第一に私共の関心事と致して居りますことは、これは申す迄もなく戦災教会の復興に関する点でございます」(「第12回臨時教派会」)と述べています。
- ・ 本部は、戦災教会の復興が、戦後の布教方途という方針を示しました。復興が布教とは、どういうことでしょうか？
- ・ そこで、もう少し、和泉教監の説明を見てみましょう。
 [...] その「[「戦災復興対策要綱」一引用者] 根本精神と致しましては素より**形の上の復興**も大切でありますけれども、特に**御取次の庭の復興**は、それに依って氏子が救われて行く復興拠点の復興とし、最も意義あり緊急を要することであります[...] (和泉乙三教監「第12回臨時教派会議事録」21～22頁)。

- ・ 「形の上の復興」⇒失われた教会の建物や機能をはじめ、人びとの信仰や日常生活の全般に亘る再建。
 - ・ 「御取次の庭の復興」⇒人びとを取次助けるという布教活動を行う拠点(土地、建物)の確保⇒布教活動再開を優先。
 - ・ 布教活動再開を優先するあり方には、罹災者の生活再建支援を基本とする社会的な復興対策と性質が異なる、本教の戦災復興対策の特徴が表れています。
 - ・ この度の論文では、本部が布教活動再開を優先した経緯とその経験を書きました。
- ※この度の教学講演会では、「戦災復興対策要綱」という、本教における戦災復興対策に「布教」の視点が導入されたあらましをお話したいと思います。

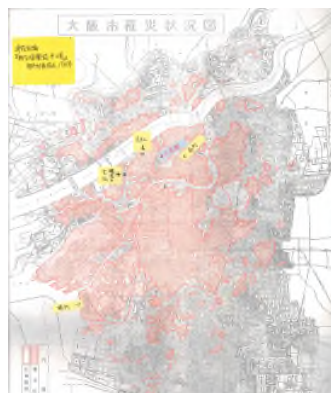
▼この後の話の流れ

- ①先ほど、本部がまとめた「戦災教会」の数は、336か所と述べました。そこで、「戦災教会」とはどういうものを述べます。
- ②次に、「戦災教会」が当面していた問題の一つとして、「どこで復興するのか」という“拠点”の確保の様子を述べます。
- ③「戦災教会」をはじめとする戦後の援護や復興の対策に関わって、「布教」がどのように浮かび上がって来たのかを述べます。

《昭和20年代の「布教」の捉え方について》

「世間になんぼうも難儀な氏子あり、取次助けてやってくれ」に取り組むことが、「布教」と捉えられていました。

⇒「昭和29年教規上申書」には「教祖が立教神伝を受けられ「家業を止めて『仰せの通り御広前相 務 め仕る』と承服されて、広前端座の姿をとられたのは、そうすることが、神の願いを充分氏子に伝え、氏子の難儀を充分に助けることができるからである。」



○「大阪市罹災状況図」建設省編『戦災復興誌第10巻』都市計画協会、1961年。

(2)「戦災教会」とは？

- ・大阪市では、105か所の教会のうち62か所、約6割の教会が戦災に遭いました。
- ・同じ市内で、「戦災教会」と「非戦災教会」が生じた要因とは？
⇒爆撃の目標とされた、軍事関連施設(基地、港)や軍需工場の付近や、商業地(破壊による敵国民の士気の喪失)に立地していた教会が被害を受けました。
- ・そこで、大阪市の空襲被害の様子について、地図を見ておきます。

【出典】

- 「大阪市罹災状況図」建設省編『戦災復興誌第10巻』都市計画協会、1961年。
- 「大阪市戦災地図」(図8太平洋戦争末期の大阪)『新修大阪市史第10巻(別巻 歴史地図)』、1996年。



○「大阪市戦災地図」(図8太平洋戦争末期の大阪)『新修大阪市史第10巻(別巻 歴史地図)』、1996年。

▽本教における「戦災教会」と「非戦災教会」の区分基準とは？

- * 教会建物に対する直接的かつ大規模な被害の有無（「宗教団体法施行令」第25条「境内建物又は構内建物火災その他の災害に因りて滅失したるときは…」）
- * 例えば、尻池教会（神戸市）の場合、教会周辺は甚大な空襲被害を受けた。教会建物の実害は窓ガラスの破損⇒「非戦災教会」
- * 岬教会（神戸市）の場合、近隣に爆弾が投下され、周囲の家屋は被害を受けたが、教会建物は被害を免れた。その後、教会建物は近隣戦災者の避難場所になった。同教会は「六ヵ月位参拝者皆無 […] わずかの献金で教会の維持を保った」⇒「非戦災教会」

※戦災の影響を受けた教会の数は、336か340以上であったと考えられます。

※「戦災教会」という一括りの表現では想定し難い、それぞれの罹災時期や立地をはじめ、年齢や家族構成等の、異なる環境や属性とも相まって、布教活動の再開に向かう前提に多岐多様な実情や実態がありました。

・「同地は土地沈下の為、住宅建たず、而も大阪港湾倉庫地帯となりて、将来、住宅街復興せざる為に…」⇒大阪市が進めていた、大阪港湾復興計画の影響がうかがえます。

・「土地沈下」とは、大阪湾沿岸部に見られる、長年に亘る工業用地下水のくみ上げによる地盤沈下のことです。鶴町地域は、もともと海拔が低く、その上、地盤沈下とも相まって、たびたび洪水や高潮の被害を受けていました。

・大阪市の復興計画・構想は、鶴町付近の尻無川をはじめ、安治川、正蓮寺川を浚渫、拡幅し、外海に面していた港湾を内港化すること。そしてその浚渫によって生じる大量の土砂を利用して臨港地帯をかさ上げ（盛土）し、防災を図るというものでした。

・鶴町教会・藤坂義夫師は、行政による計画決定よりも早く「大阪港湾倉庫地帯となりて、将来、住宅街復興せざる」と思われる場所、つまり人が住まない場所に教会を設けることを無意義と考えました。

（3）「戦災教会」の復興と“拠点”の確保

・「戦災教会」の復興、つまり、人びとを取次助ける布教活動再開に向けて、その前提となる土地や建物といった“拠点”の確保は、個々人の布教意欲や努力のあり方のみでは論じ得ない、社会的状況からの影響を強く受ける問題でありました。

- ▼鶴町教会（大阪市大正区鶴町二丁目、借地／持家）
- ・昭和20年6月1日の第2回大阪空襲で教会建物が全焼。
- ・信奉者も一戸を除いて罹災し、四散した状況にありました。
- ・鶴町教会主管者・藤坂義夫師が本部に提出した「戦災教会実情調査」の回答内容（回答時期：昭和20年11月末頃）。

目下、全く見込み立たず。当教会所在地なりし鶴町は全滅、同地は土地沈下の為、住宅建たず、而も大阪港湾倉庫地帯となりて、将来、住宅街復興せざる為に、今後、教会復興の意義なし。他所にて鶴町教会第一歩より布教し復興の覚悟。

・藤坂師は、鶴町地域への復帰を断念して、新たな土地に布教拠点を求めようとしてました。

・その後、鶴町教会は、紆余曲折を経て、昭和27年12月、大阪市大正区鶴町三丁目に再建されました（おおよそ元の場所）。

・鶴町教会の戦災から復興までの経過や心気は、藤坂義夫『ひとよとすじー開教四〇年記念刊行―』（金光教鶴町教会、昭和52年）に詳しく記されています。



- ・鶴町教会は、教会敷地が借地でした。
- ・鶴町教会と同じ大阪湾沿岸部に立地し、土地を所有していた本田教会（大阪市西区本田町通二丁目、持地／持家）の回答には、「本田の土地に帰りたいですが、焼跡地は土地沈降して水害で今の所は其のままでは再建できません」と記されていました（なお、本田教会は大阪市西区本田二丁目に再建されました）。
- ・土地を所有していた場合、原所在地での布教活動再開を志向しつつも、そもそも原所在地への復帰が可能かどうかの判断に関わって、戦災復興関係法令（例えば、戦災復興事業の根拠法であり、無償減歩の割合等を定めた「特別都市計画法」〈昭和21年9月11日〉）や、都市計画の具体化を待たねばなりませんでした。
- ・例えば、「道路拡張の為、教会敷地にかかりますので、どれ程とられますか判明次第、建築させて頂き度いと思います」（静岡教会、静岡市川辺三友町、敷地・建物：金光教維持財団）。

- ・「戦災復興対策要綱」を策定したのは、「第1回戦災復興委員会（昭和20年12月18日）」でした。この会合時点で、本部が把握していた戦災教会数は301か所でした。



- ・会議では、当初、戦災教会当事者の復興意欲に応じた援助のあり方が議論されていました。その理由は、
 - * 戦災教会の多くは全焼でした。
 - * 布教活動再開のために、バラック（仮設住宅）が必要でした。



（バラック関係の画像：浜松市立中央図書館／浜松市文化遺産デジタルアーカイブ
<https://trc-adeac.trc.co.jp/WJ11E0/WJJS06U/2213005100/2213005100100040/h2202520> 〈参照 20201216〉）

（４）「布教」への注目をめぐって

- ・「戦災教会」をはじめとする戦後復興に関わって、本部は「戦災復興対策要綱」を策定しました。その骨子は次の通りです。
 - ① 布教拠点の確保（教会仮建築の促進、戦災都市に於ける教会の新配置）
 - ② 戦災教会の援護（戦災教会子弟の教育、海外引揚教会受入態勢の整備）
 - ③ 戦災死没者慰霊祭
 - ④ 一般教信徒の対策（布教の教化に依り御取次の御比礼を蒙り、以て教信徒の救われることを第一義とし特別の施設を要する場合は別に考慮する）。
- ・「戦災復興対策要綱」の主眼は、布教活動の早期再開の実現を図ることでありました。
- ・戦後の復興に関わって、「布教」がどのように浮かび上がってきたのかを、会議等の経過を辿りながら、要点を述べます。

- * バラック建築の資金援助に関わって、出席者から「〔バラック1棟—引用者〕普通五、六千円と言うが、実際は最低二万円かかる」と名古屋市の事例が紹介されました。

- * この発言にしたがえば、戦災教会300か所余に要する援助金額は、「普通五、六千円」の場合、総額150～180万円。さらに「最低二万円」ならば、総額約600万円になります。

- * 昭和20年度の教団当初予算案総額は約137万円でした。

- ・「第1回戦災復興委員会」では、「復興の意気が燃え上がり、立ち上がらんとして力及ばざるもののみ援助すべき」といった発言が見られます。これは、戦災当事者の復興意欲に応じた援助のあり方、つまり援助対象を限定化する発言です。こうした発言の前提には、当時の教団の財政規模や状況が意識されていました。

- ・その後、委員会の議論は援助対象の限定化の方向から、一律下付へ変化します。この変化の様子を引き続き見ていきます。

- ・議論の転換点となったのは、大淵千仞委員の次の発言でした。
 [...] 教派の復興である。災害の復興ではなく、教派の布教方途と必然の関係がある。方針の方から検討すれば補助のことも自然出てくる。本教が何故教会にのみ復興を願うか。社会復興よりも何故お取次の方が尊いか。最も必要だということが布教活動を助ける。信念的に最小程度の拠点を造る事だ。総て教派としてあらゆる便宜をはかってやるべきだ(14頁)。
- ・「教派の復興である。災害の復興ではなく」とは、戦争災害を受けた教会の生活・社会的な復興の議論と別個に、「教派」としての意義や機能の復旧、復興の議論を提起しています。
- ・つまり、これは、教団の財政規模や状況をにらみ合わせながら行われていた戦災教会に対する援助の方法や対象の限定化の議論に対して、そもそも「教派」が教会への援助を行う根本的意義の確認を求めることになっています。

- ・「教派」の願いは、人びとを取次助けること。このことを行うことが当時は「布教」でした。そして、大淵委員は布教活動の再開に向けて「最小程度の拠点を造る」ために、あらゆる便宜を図ることが「教派」の当然受け持つ責務と主張しています。
- ・会議では、当座、援助用資金として50万円が充当可能との報告がありました。50万円を300か所余の戦災教会に配分した場合、個々の教会が受け取る額は「最小程度の拠点」の建築費用に満たないものになります。
- ・このことについて、人びとを取次助ける布教活動のすみやかな再開を願い、その“助成”を図ることとして、金額の多少を問わないことが確認されました。
- ・その結果、「戦災復興対策要綱」に「[...]其の復興を日夜祈念せらるる管長の深き思召を体し復興費の下付を仰ぎて之を助長促進すること。但し額は当局に一任のこと」という方針が示されました(一教会につき、1000円を一律下付)。

- ・さらに、「戦災復興対策要綱」には、「教派としてあらゆる便宜をはかってやるべきだ」(大淵委員)の意見もあって、戦災教会から具体的に要望のあった、神具や装束、衣類や家具、建築資材の斡旋等が網羅的に盛り込まれました。
- ・「戦災復興対策要綱」の実施に関わって、昭和21年1月、第12回臨時教派会で「昭和20年度歳入歳出追加更正予算案」が審議されました。
- ・補正予算の骨子は、新たな款(「戦災復興援護費」)の設置、並びに約46万円という大幅な増額(当初予算案約137万円)。
- ・主な増額理由は、「戦災教会布教所復興助成費」の30万円(各教会1000円)と、「戦災者救恤費」(戦災教会並びに教信徒に対する見舞金、生活支援金)の約13万円。



(5) おわりにかえて

- ・ここまで、本教における戦災復興対策の策定に至るあらましを中心に述べてきました。このことを通じて、個別多様な実情や実態を有する戦災教会の様子的一端と、それら教会からの要望に「布教」の観点で、幅広く応じようとした本部の様子がうかがえます。
- ・また、今回はお話できませんでしたが、「戦災復興対策要綱」が具体的に実施されていく過程には、戦災教会の復興の実現という課題に向けて、教会と本部の相互主体的、協働的な様相がうかがえます。
- ・論文では、戦災教会復興対策に関わる本部側の経験をまとめました。その一方で、教会側の復興に向けた取り組みの様子や経験に踏み込んでいません。そこで、関心のある方のご参考になればと思い、金光図書館の蔵書をいくつか挙げておきます。

▼各教会の復興の様子について 一 金光図書館の蔵書から一

- 藤坂義夫『ひとよとすじ—開教四〇年記念刊行—』金光教鶴町教会、昭和52年、71～169頁。
*
- 『金光教扇町教会史』金光教扇町教会、昭和44年、106～137頁。
- 水野武之助「開教六〇年の歩み」『開教六〇年の歩み』金光教安治川教会(現・豊中南教会)、昭和45年、15～24頁。
- 『いやび—開教百年小史—』金光教神戸教会、昭和62年、122～124頁。
- 『たかくら—金光教高蔵教会史—』金光教高蔵教会、平成2年、32～35頁。
- 森田高明「二代先生のみあとを受け奉りて—思い出づるままに—」『金光教天満教会布教百年—新たな世紀へ—』金光天満教会、平成3年。
- 水島美津枝「回顧七〇年」『あびす—開教七〇年記念誌—』金光教恵美須教会、平成10年、16～26頁。
- 『わが山手—百年の御礼—』金光教山手教会記念誌編集委員会、

平成11年、12頁。

*

- 重永駒蔵(金光教鶴町教会信徒総代)『あしあと—入信四〇年の記—』金光教鶴町教会、昭和44年、14～26頁。
- 前田倫子「生かされる喜」、河内誉「道に生きる喜」『みなとがわ』金光教湊川教会、昭和43年、40頁、58～60頁。
*
- 『嫩草—金光教島之内教会設立八〇周年記念特集号—』金光教島之内教会、昭和57年、16～18頁(三矢田もとゑと森と木村嘉平氏の対談記録)。
- 『近藤守道先生』金光教難波教会、平成2年、224～232頁。
「座談会(六) 戦災後の地下室時代」(昭和49年9月24日)。
〈出席者〉坂浦大蔵、篠崎玄平、若林正男、西嶋金之。〈司会〉三矢田守秋、吉田道寧。

【資料 『戦災復興対策要綱』】

(1) 布教拠点の確保

【A 教会仮建築の促進】(イ)建物本教拠点として最小限度のものとし、各地の実状、教会の内部事情に因りて一様ならざれども亦しく金光大神御取次の聖場を復活する信念に於いて其の復興を日夜祈念せらるる管長の深き思召を体し復興費の下付を仰ぎて之を助長促進すること。但し額は当局に一任のこと。(ロ)其の地方の実状に即し、地方的に建築資材の斡旋等出来得る限りこれを進むること。

【B 戦災都市に於ける教会の新配置と今後の布教】本部教庁、地方教務機関及親教会の三者緊密なる連携の下に罹災教会今後の布教を考慮し非罹災教会との関係、教会少なき地方への新布教、布教担当者欠員教会への補充等、教務行政上の適切なる措置を講ずること。

(2) 戦災教会の援護

【A 戦災教会子弟の教育】就学継続の困難なる者は、銓衡の上、優先的に奨学生に採用し、以て教派の力により広く人材を育成せんとする方針の徹底を期すること。

【B 海外引揚教会受入態勢の整備】(イ)引揚教会の為、霊地に応急の宿舍を設備すること。(ロ)共同農場の経営。適切な場所に農園を開き食糧の自給をくるとともに身を農 籍の家に起されたる教祖の御修行に神習いつつ農耕の間農 信の共励を為し布教再出発の日に備うよう進むこと。

【C 其の他】(イ)生活の教護を必要とする向にして親教会及関係者において措置を講じ得ざる場合は実状に基き真に其の教会の復興更正をなし得るよう援護の方途を講ずること。(ロ)各地方毎に戦災教会に対し手持神具装束衣料等の供出を図り相互援助の実を挙ぐるよう促進すること。

(3) 戦災死没者慰霊祭

戦災に罹れたる諸霊神に敬弔の誠を捧げ、其の遺族の福祉と更正を念願して、各戦災地一周年日等をトして教会主管者会、教師会等の主催に依り、合同慰霊祭を執行すること。この際、出来得れば講演会等適宜の行事をも併せて実施すべきこと。

(4) 一般教信徒の対策

布教の教化に依り御取次の御礼を蒙り、以て教信徒の救われることを第一義とし特別の施設を要する場合は別に考慮する。